

平成 27 年度以降の保育料について

子ども・子育て支援法に基づく給付は、平成 27 年 4 月からの開始が予定されている。この給付を受ける教育・保育施設及び地域型保育事業に係る保育料については、制度に対応した設定を行ったほか、前回改定時からの経費の伸び率をもとに保育料額の改定を行った。

1 保育所・認定こども園（長時間）・地域型保育事業の保育料

(1) 改定内容

項目	改定後	現行
階層区分	最高階層を細分化し、30 階層（A～D27）とする。	26 階層
同額階層	一定階層以上同額となっている階層を応能負担の考え方に基づき改定	3 歳児 D13 以上同額 4 歳以上 D9 以上同額
設定方法	各年齢区分の最高階層の改定率を現行保育料の 1.30 倍とする。最高階層未満の階層については、応能負担の考え方を踏まえ、低所得階層に向けて改定率を緩和する。	平成 9 年から据え置き
多子世帯減免	所得制限なし 第 2 子 半額 第 3 子以降 免除	所得制限あり 第 2 子以降 半額・4 割・3 割減額
所得判定	住民税額	所得税額

(2) 保育短時間認定者の保育料及び開所時間内延長保育料の設定の考え方

設定の考え方	保育短時間保育料	開所時間内の延長保育料
「保育標準時間認定」と「保育短時間認定」に係る公定価格の子ども一人あたりの単価差を、保育料の差とする。 標準時間：短時間 = 10：9	保育標準時間保育料 90%	保育標準時間保育料 5%

(3) 地域型保育事業の保育料設定の考え方

次の 2 点の理由により、保育所保育料と同額に設定する。

区が行う利用調整の結果によって、保育料が変わることは望ましくないこと。保育所保育指針に準じて同一の保育を実施しており、規模等の違いで差を設けることが難しいこと。

2 区立幼稚園・認定こども園（短時間）の保育料

(1) 改定内容

項目	改定後	現行
応能負担	所得に応じて、保育所保育料と同じ30階層(A～D27)とする。	定額(月額5,000円)
設定方法	園児1人あたりの経費の変化から算出した改定率1.62倍の保育料額(月額8,100円)を、保育所の保育時間や給食費等と比較・調整し、D21に設定する。 応能負担の考え方を踏まえ、D21を基準に傾斜した保育料額を設定する。	昭和57年から据え置き
入園料	廃止	入園時 1,000円

3 保育料改定の段階的な実施

保育料改定により、1か月あたりの引上げ幅が最大で、区立幼稚園保育料が3,600円に、保育所保育料が17,200円になることから、負担増を軽減するため、段階的に改定を行う。

年度	27年度	28年度
実施方法	改定による増額幅を1/2に調整	なし

保育料額は、別紙1から別紙3のとおり

4 周知

(1) 説明会の実施(平成26年10月14日～11月4日)

対象	回数	参加人数
区立幼稚園・認定こども園(短時間児)	15回	262人
区立保育園・認定こども園(長時間児)	16回	148人
新制度説明会(区民・事業者)	3回	397人

- (2) 保護者向けに「保育料の改定について」を2回配布
- (3) 入園募集のパンフレットに保育料表を記載
- (4) 区ホームページに保育料表を掲載
- (5) 広報たいとう・子育てメールマガジンに改定のお知らせを掲載